

令和2年8月31日

檀原市教育委員会

「檀原市立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(Ver.3)」 主な変更点

◎学校施設の清掃、消毒に関する新たな内容を追加

- ・各学校園では、1日1回以上、清掃・消毒を実施する。
- ・学校（園）生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難なため、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により園児児童生徒の免疫力を高め、手洗い・咳エチケットを徹底することの方が重要である。
- ・通常の清掃活動の中にポイントを絞って、消毒の効果を取り入れるようにする。
- ・通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。
- ・清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは感染者が発生した場合でなければ基本的に不要である。

(以下省略)

- 1) 普段の清掃・消毒のポイント
- 2) 消毒の方法等について
- 3) 感染者が発生した場合の消毒について ※この3点に関してはよくご覧ください。

◎集団感染のリスクが高まる条件についての見直し

- ・従来までのいわゆる「3密」（1. 換気の悪い密閉空間、2. 多数が集まる密集場所、3. 間近で会話や発声をする密接場面）に「大声」を追加

～緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向～

- ・感染リスクが高かった環境は、「3密」と「大声」であった。
- ・「3密」と「大声」の環境においては、「飛沫感染」や「接触感染」に加えて「マイクロ飛沫感染」が起りやすい。
- ・感染対策のとられている店舗での買い物や食事、十分に換気された電車での通勤・通学で、「マイクロ飛沫感染」が起きる可能性は限定的と考えられる。

(注：厚生労働省 第4回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和2年7月30日)資料より)

◎マスクの着用についての記載を充実

- ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。
- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- ・気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には熱中症などの健康被害が発生する可能性を考慮し、マスクを外すよう指導する。

◎臨時休業の判断についての考え方や、臨時休業措置基準の記載を充実

・臨時休業措置の判断

感染者の学校（園）内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校（園）内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合に臨時休業を行う。学校（園）内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位または学校全体の臨時休業とする。

・臨時休業措置基準

臨時休業措置の判断については小中学校と幼稚園とで共通している。しかし、学校（園）生活の態様が異なることから、休業期間などの基準は異なってくる。そのため、今回からは、小中学校（以下、「学校」）と幼稚園（以下「園」）とを分けて表記した。

・臨時休業（学校（園）閉鎖）

「1. 出席停止等の考え方」の（1）園児児童生徒（本人）の感染が判明した場合」

【学校】

消毒及び保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で、保健所に指導された期間で1～3日間の学校閉鎖を行う。ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業を行う必要はない。

※【園】に関しては、学校に準じた形での対応となるが、休業措置の日数が長くなるこ
とが考えられる

◎学校職員新型コロナウイルス感染にかかる休暇等の取扱いについて

- ・別添資料「学校職員の新型コロナウイルス感染にかかる休暇等の取扱い」に準ずる。